

29受文科生第612号
平成29年10月30日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人の長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
公立学校共済組合事務局長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
文部科学省各独立行政法人の長
スポーツ庁各独立行政法人の長
文化庁各独立行政法人の長

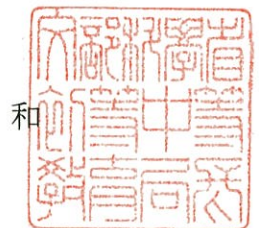
殿

文部科学省生涯学習政策局長
常盤



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

平成29年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）

児童虐待防止対策に関しては、日頃から格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、子供の生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況となっています。このような状況を受け、厚生労

働省の主唱により、急増する児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待防止対策への取組を推進するため、平成16年度から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待防止のための集中的な広報・啓発活動を行っています。

平成29年度においても、別添2の「平成29年度『児童虐待防止推進月間』実施要綱」に基づき、11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発等の各種の取組が全国的に実施されることになりました。

つきましては、貴職におかれましても、この月間が所期の目的に沿って実施され、国民各層の児童虐待問題に対する社会的関心の喚起が図られるよう、下記に掲げる児童虐待防止に資する取組を実施するなど、積極的な対応をお願いします。

また、所管の機関及び学校又は域内の市町村の教育委員会に対し、本通知の趣旨について周知徹底をお願いします。本通知に関しては、その内容について厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

記

児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校における適切な対応が図られるよう、児童虐待防止推進月間において、教育委員会、国立大学法人、公立大学法人及び都道府県私立学校主管部課（以下「教育委員会等」という。）並びに学校が、関係機関等と連携の上、例えば、以下に掲げる取組について実施又は実施状況を確認すること。

1. 児童虐待防止に係る研修の実施

教育委員会等又は学校において、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について教職員の理解を一層促進するため、児童虐待防止に係る研修を実施すること。その際、教育委員会等又は学校においては、「児童虐待防止と学校」、「養護教諭のための児童虐待対応マニュアル」等の教職員用研修資料を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めること。

2. 学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告

各学校において、幼児児童生徒の心身の状況の観察、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる主体的活動、教育相談、健康診断を通じて、児童虐待の疑いの有無について点検を行うこと。教職員が点検を行うに当たっては、1.の資料における「児童虐待を疑うポイント」を踏まえながら行うことが望ましい。点検により、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに、市町村、児童相談所等に通告すること。

3. 関係機関との連携強化のための情報共有

教育委員会等又は学校において、児童虐待防止に係る関係機関との一層の連携・協力の強化に向けて、市町村、児童相談所等の担当者との間で、児童虐待の通告、情報提供、緊急時の対応等について、通告時の連絡先、提供する情報の内容及び対応の手順を確認すること。

特に、国立及び私立の学校においては、児童相談所長等に対する児童虐待の防止等に関する資料等の提供に係る規定（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の4）が、昨年10月1日より施行されたことを踏まえ、児童相談所等との連携・協力について必要に応じて確認を行うことが望ましい。

4. 家庭に対する支援

児童虐待の問題の未然防止や早期対応のために、家庭教育支援の取組を実施すること。教育委員会において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、主任児童委員、家庭教育支援員等の地域の人材を活用し、家庭教育支援チーム（別添4参照）等による保護者への相談対応や保護者と地域とのつながりづくりの推進に努めること。

（参考資料）

- ① 児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」（厚生労働省HPに掲載。）を参照。
- ② 児童虐待についての学校における対応について
 - 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載。）の「第3章学校生活での現れ」を参照。
 - 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載。）の「第6章疑いから通告へ」を参照。

（添付資料）

- 別添1 平成29年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）（平成29年10月23日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）
- 別添2 平成29年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱
- 別添3 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（平成22年3月24日付け文部科学大臣政務官通知「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（21文科初第775号）添付資料）
- 別添4 リーフレット「つくろう！家庭教育支援チーム」

（担当）

生涯学習政策局男女共同参画学習課

家庭教育支援室家庭教育企画係

電 話 03(5253)4111(内線3073)

FAX 03(6734)3719

e-mail danjokat@mext.go.jp

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係

電 話 03(5253)4111(内線3298)

FAX 03(6734)3735

e-mail s-sidou@mext.go.jp



(別添1)

子 発 1023 第 1 号
平成 29 年 10 月 23 日

文部科学省生涯学習政策局長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

平成29年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど深刻な状況が続いており、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、貴府省庁等を始め多くの方々の御協力の下に、集中的な広報・啓発活動を行ってまいりました。平成29年度におきましても、別添「平成29年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」に基づき、11月を「児童虐待防止月間」と定めることといたしますので、貴府省庁等におかれましては児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取組を積極的に実施していただくとともに、管内の関係機関、関係団体等への趣旨の周知、広報・啓発等の取組の積極的な実施等に関する協力依頼につきまして、格別の御配意をお願いします。

また、平成29年度「児童虐待防止推進月間」標語の募集につきましては、全国から6,477作品（有効応募総数）の応募があり、厳正な審査を行った結果、別添「平成29年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」の4に記載のとおり『いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声』に決定いたしましたので、併せて御報告します。

当該標語は、平成29年度「児童虐待防止推進月間」の各種啓発事業等で幅広く活用することとしておりますが、貴府省庁等並びに関係機関、関係団体等への標語の周知等に御配意を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱

1. 名 称

児童虐待防止推進月間

2. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いている。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければならない。そのため、虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目ない総合的な対策を更に進めることが必要である。

これらの総合的な対策が地域に根づき、効果的に実施されていくためには、多くの民間団体や国・地方公共団体等関係者の積極的な参加を求め、協働して児童虐待防止に向けた取組を推進し、その充実と定着を図ることが不可欠である。

このため、11 月を「児童虐待防止推進月間（以下「月間」という。）」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施するものである。

3. 基本方針

- (1) 児童虐待問題への国民の理解の浸透及び児童虐待防止に向けた国民的意識の高揚・定着
- (2) 地域社会に根ざした児童虐待防止に向けた取組の促進
- (3) 児童虐待防止に向けた取組における関係団体、関係機関、地域住民等の連携強化

4. 標 語

『いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声』

安間 梓（あんま あずさ）さん（愛知県）の作品

※ 全国公募により選定

5. 期 間

平成 29 年 11 月 1 日（水）から 30 日（木）までの 1 か月間。

※ ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更可。

6. 主 唱 者

厚生労働省

7. 協力者

(1) 関係省庁等

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所（オブザーバー）

(2) 関係団体

(一社) 全国認定こども園連絡協議会	愛育研究所
(一社) 全国病児保育協議会	子どもの虹情報研修センター
(一社) 日本こども育成協議会	全国家庭相談員連絡協議会
(一社) 日本子ども虐待防止学会	全国学童保育連絡協議会
(一社) 日本臨床心理士会	全国高等学校長協会
(一財) 児童健全育成推進財団	全国国公立幼稚園・こども園長会
(公財) SBI子ども希望財団	全国児童家庭支援センター協議会
(公財) 全国里親会	全国児童自立支援施設協議会
(公財) 全国私立保育園連盟	全国児童相談所長会
(公社) 全国保育サービス協会	全国児童養護施設協議会
(公社) 全国幼児教育研究協会	全国児童心理治療施設協議会
(公社) 日本医師会	全国自立援助ホーム協議会
(公社) 日本看護協会	全国人権擁護委員連合会
(公社) 日本産婦人科医会	全国地域活動連絡協議会
(公社) 日本歯科医師会	全国乳児福祉協議会
(公社) 日本社会福祉士会	全国保育協議会
(公社) 日本小児科医会	全国保健師長会
(公社) 日本助産師会	全国保健所長会
(公社) 日本精神保健福祉士協会	全国母子生活支援施設協議会
(公社) 日本PTA全国協議会	全国民生委員児童委員連合会
(福) 子どもの虐待防止センター	全国養護教諭連絡協議会
(福) 全国社会福祉協議会	全国連合小学校長会
(福) 日本保育協会	全日本私立幼稚園連合会
(特非) 家庭的保育全国連絡協議会	全日本中学校長会
(特非) 子育てひろば全国連絡協議会	日本子どもの虐待防止民間ネットワーク
(特非) 児童虐待防止全国ネットワーク	日本私立小学校連合会
(特非) 全国小規模保育協議会	日本私立中学高等学校連合会
(特非) 全国認定こども園協会	日本弁護士連合会
(特非) チャイルドライン支援センター	

8. 平成 29 年度における取組

国、地方公共団体、関係団体等が以下のような取組を実施することにより、児童虐待防止への意識の高揚・定着を図るとともに、自主的な児童虐待防止に向けた取組を促進し、各関係団体、関係機関、地域住民等の連携の強化を図る。

(1) 広報・啓発活動

- ・ ポスター、リーフレット等の広報媒体の作成、配布
- ・ テレビ、新聞、機関誌、広報誌、インターネット等を通じた広報啓発

(2) シンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催

- ・ 児童虐待問題への理解、児童虐待防止対策の重要性の周知等を目的としたシンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催
- ・ 関係機関がより一層連携を図り、児童虐待防止を推進することを目的とした連絡会、研修会等の開催

(3) その他、上記 2 の趣旨にふさわしい取組の実施

- ・ 行政機関の庁舎、関係団体の施設等を活用した広報・啓発の実施
- ・ 電話相談等の相談援助活動の実施 等

9. 協力者等への依頼

厚生労働省は、協力者及び地方公共団体に対し、上記 4 の標語について広報誌への掲載による周知等及び上記 8 の事項を実施するための支援、協力を依頼すること。

10. 月間における関係団体等の取組状況の公表

厚生労働省において調査した関係府省庁や関係団体等の平成 29 年度月間における児童虐待防止に向けた取組の実施（予定）状況については別紙のとおり。

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、学校及び保育所から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 市町村が求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において、絶えず、ケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が求める場合

児童相談所（児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校等及び保育所から通告があったものなど児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2（1）及び（2）に定める幼児児童生徒

等についての、対象期間の出欠状況、(欠席があった場合の) 家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記 2 (1) に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記 3 (2) に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記 2 (2) に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記 3 (2) に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関(学校及び保育所を含む。)間での合意

(1) 上記 4 により、市町村等が学校及び保育所に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校及び保育所との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいものであること。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね 1 か月に 1 回を標準としている定期的な情報提供の頻度を柔軟に設定したり、対象となる幼児児童生徒等の範囲を柔軟に設定したり、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

(3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者である教育委員会、国立大学法人、都道府県私立学校主管部課(以下「教育委員会等」とする。)に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 提供の方法

学校及び保育所は、市町村等から、上記 4 の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記 3 に定める定期的な情報提供を書面にて

行う。

(2) 教育委員会等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて教育委員会等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて教育委員会等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校及び保育所において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

① 学校及び保育所から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催など状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。

④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記 2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば 3 か月に 1 度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

① 児童相談所が学校及び保育所から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校及び保育所から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校及び保育所か

ら更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行う。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなどの状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

② 市町村が学校及び保育所から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた場合

市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報の保護に対する配慮

(1) 学校及び保育所から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の目的、基本理念及び各地方公共団体の個人情報保護条例等を踏まえて、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行われなければならないので留意すること。

(2) 市町村が学校及び保育所から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校及び保育所から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校及び保育所以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

つくろう!

家庭教育支援チーム

～地域の力で家庭や子供を支える～



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

家庭教育は、全ての教育の出発点です。

- －「生きる力」の資質や能力を身に付けていく上で、適切な家庭教育を受けることは、全ての子供にとって重要です。
- － 家庭教育支援チームは、地域の人材の力を生かして、親の学びや育ちを応援するとともに、家庭と学校・地域をつなげることで、家庭教育の充実をお手伝いします。
- － 文部科学省は、各地で活動する家庭教育支援チームを応援しています。

詳細については下記のHPをご覧ください。

家庭教育支援チームの紹介HP: <http://katei.mext.go.jp/contents4/index.html>

子供たちの未来をはぐくむ家庭教育(家庭教育支援全般のHP): <http://katei.mext.go.jp/index.html>

家庭教育支援

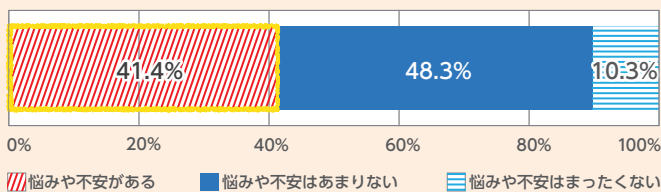




家庭教育・子育ての現状

● 子育ての悩みや不安

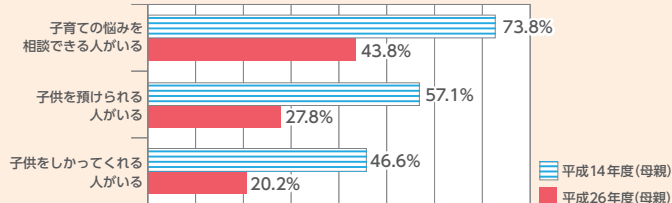
約4割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている。



文部科学省委託調査:家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究～(平成28年度)

● 地域におけるつながりの希薄化

地域の中での子供を通じた付き合いが減少している。



(株)U.F.J.総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(平成14年度) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子育て支援策等に関する調査 2014」(平成26年度)

● 三世帯世帯の減少、ひとり親世帯の増加

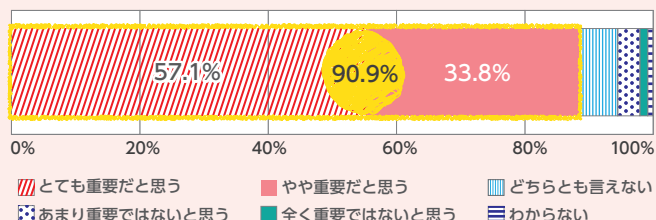
● 不登校等の児童生徒の問題行動

● 家庭教育に困難を抱えた家庭の増加

● 孤立化による児童虐待リスク

● 子育てする人にとっての地域の支えの重要性

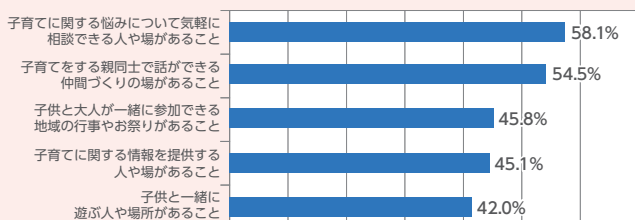
約9割の人が子育てについて地域の支えが重要だと思っている。



内閣府：家族と地域における子育てに関する意識調査(平成25年度)

● 地域で子育てを支えるために重要なこと

多くの人が子育てに関する相談や情報提供をする人や場、交流の場が重要だと思っている。



内閣府：家族と地域における子育てに関する意識調査(平成25年度)

地域の身近な存在として、保護者と同じ目線で寄り添う支援が必要

今、地域で家庭を支える家庭教育支援チームが求められています

文部科学省では、全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、学校や保健福祉機関等とも連携しつつ、身近な地域において保護者への支援を行う家庭教育支援チームの設置や活動を促進しています。

● 家庭教育支援チームとは？

構成員

地域の実情に応じて、子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材で構成します。

(例：子育てサポーター、教員OB、幼・小・中・高PTA関係者、民生委員・児童委員、保健師、臨床心理士、社会福祉士など)

主な業務

地域のニーズに対応し、以下の取組を中心とする多様な支援を行います。

- (1) 保護者への学びの場の提供(学習機会の提供や情報提供、相談対応)
- (2) 地域の居場所づくり(親子参加型の体験型プログラムの実施、情報提供や交流の場の提供)
- (3) 訪問型家庭教育支援(家庭訪問等による個別の情報提供や相談対応)

● 家庭教育支援チームを形成するには？(下記は一例です。)

地域人材の発掘

講座のファシリテーターや子育て相談等の個人活動を行っている地域人材を発掘



研修

リーダーの養成

都道府県・市区町村においてリーダーの養成講座や研修を実施

リーダー

運営体制の構築

チーム運営のルールづくりや活動拠点の確保、関係機関等への働きかけ

- 運営ルール ● 業務の明確化、設置要綱、委嘱手続等
- 活動拠点 ● 小学校の空き教室、公民館、児童館等

チームの形成

行政がサポートしながら地域のニーズに応じた人材でチームを形成



○プロセス例1：都道府県が養成した子育てサポーターを核に設立。 ○プロセス例2：既存団体(NPOやママ友サークル等)と行政が連携。



家庭教育支援チームの活動事例

地域の実情や保護者からのニーズ、チーム員の得意分野に応じて、創意工夫のある様々な支援活動が行われています。

事例1：学びの場を提供します(こもんず／千葉県千葉市)

活動内容 臨床心理士、スクールカウンセラー、保健師、保育士等を講師に招き、学校行事やPTA活動に併せて講演会や自主講座を開催することで、乳幼児から小・中学生の子供を持つ保護者に、家庭教育について学ぶ機会を提供している。

効果 就学時健診に併せて講座を実施する等、多くの保護者が集まる機会に適切な情報を届けることができた。参加者からは、子育ての不安が解消した等の声が寄せられている。また、開催日時の検討や祖父母向けの講座の開催により、父親、祖父母等の家庭教育への参画を促進している。

活動拠点 小学校、公民館

メンバー 子育てサポーター、保育士、臨床心理士 等



《就学時健診時講座の様子》

事例2：親子の交流の場を提供します(スマイルエンジェル／宮城県石巻市)

活動内容 月に数回、仮設住宅の集会所等で子育てサロン「いっしょクラブ」を開催している。子供たちがボランティアと遊んでいる間、母親は親同士やボランティアとの交流を楽しみ、リフレッシュできる場を提供している。また、参加者のニーズに応じた活動（水遊び、遠足、芋煮会）を取り入れている。

効果 「いっしょクラブ」へ参加する親子は年々増えており、平成26年度は親子合わせて743人、親子317組（22回開催）が参加した。参加した親子からは、親子で楽しみながら仲間づくりもできると好評である。また、スタッフと気軽に子育てについて相談できて参考になるという声も多く聞かれる。

活動拠点 公民館

メンバー 子育てサポーターリーダー、一般ボランティア 等



《親子でアクセサリー作り開催時の様子》

事例3：家庭訪問による相談支援を行います(スマイル・サポートチーム／大阪府泉大津市)

活動内容 教育支援センターを拠点に、学校園からの依頼を受け、ケース会議で支援の役割連携を確認した上で、家庭教育支援サポーターが家庭に訪問する。サポーターはカウンセリング知識を生かして子育てに関する不安や悩み等の本音を引き出し、保護者のエンパワーメントを図っている。

効果 保護者を支援することで子供が落ち着きを取り戻し、問題行動等の改善につながっている。平成26年度に関わった家庭の不登校児童生徒の約4割に学校復帰等の改善が見られた。また、サポーターが家庭と学校（先生）をつなぐ潤滑油となり、関係が改善された事例も数多くあった。

活動拠点 教育支援センター

メンバー 家庭教育支援チームリーダー、家庭教育支援サポーター 等



《サポーター会議の様子》

事例4：学校や地域の力で家庭教育を支援します(ヘスティア／和歌山県橋本市)

活動内容 講座部・家庭訪問部・広報部に分かれて活動を行い、多様な地域人材がそれぞれの得意分野を生かした地域のネットワークづくりを推進している。講座等の開催や家庭訪問支援の実施にあたっては、教育委員会や学校、保健福祉部局等の関係機関と連携しながら活動を行っている。

効果 継続的に訪問することで保護者からの信頼を得て、学びの場・交流の場への参加につながっていくことができた。また、講座に参加した人がチーム員として活動するようになったり、訪問家庭の保護者が地域の子育てサークルを活性化する人材になるなど支援の循環という効果も現れている。

活動拠点 教育委員会

メンバー 元教員、児童・民生委員、母子保健推進委員 等



《親子で一緒に作って食べよう！講座の様子》

事例5：「早寝早起き朝ごはん」を推進します(釧路市家庭教育支援チーム／北海道釧路市)

活動内容 市独自のシンボルマークを使った望ましい生活習慣を啓発するポスター・リーフレット等を作成し、各学校・幼稚園等で開催する生活習慣に関する講座で活用することにより、保護者への普及啓発を行っている。

効果 啓発資料を活用した家庭教育に対する意識喚起及び家庭教育講座の実施により、家庭における子供の生活習慣づくりの大切さや生活習慣と体力や学力の関係性などについて保護者の意識や理解が深まってきている。

活動拠点 教育委員会

メンバー 保健師、指導主事、スクールソーシャルワーカー 等



シンボルマーク



《幼稚園での体力づくり講座の様子》

家庭教育支援チームの設置や活動に対する国の支援

●チームの登録制度

各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による各地域の取組の活性化促進に努めるため、文部科学省では家庭教育支援チームの登録制度を実施しています。

登録されたチームはロゴマークを使用することができます。また、登録されたチームを下記ホームページで紹介しています。

■子供の未来をはぐくむ家庭教育ホームページ

<http://katei.mext.go.jp/index.html>

家庭教育支援チームのロゴマーク



家庭教育支援チーム

コンセプト

「温かく包む支援の輪」

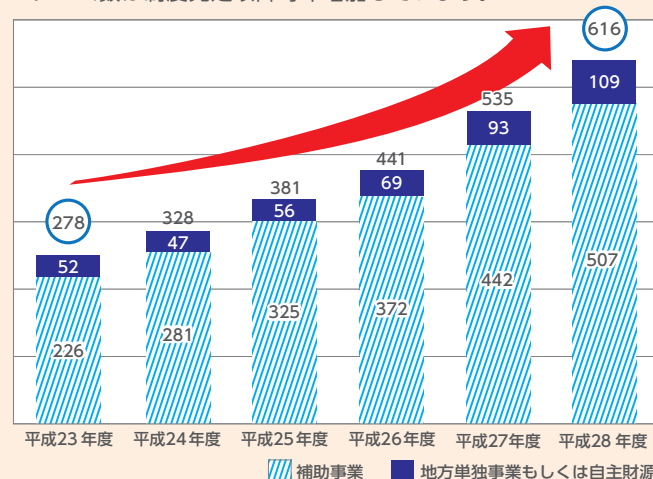
地域の人々の支援の輪が、子供や保護者の方を温かく包み込むイメージを体現したロゴマークです。

●補助事業による推進

地域における家庭教育支援総合推進事業（1/3 補助）において、地方自治体が実施する家庭教育支援チームの組織化及び支援活動に係る経費を補助しています。

●家庭教育支援チーム数の推移

チーム数は制度発足以降毎年増加しています。



家庭教育支援の推進

家庭教育は、子供に基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る上で、重要な役割を担うものです。教育基本法では、国及び地方公共団体の責務として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講じることが規定されています。

文部科学省では、同法及び教育振興基本計画に基づき、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、地域の人材を活用した家庭教育支援チーム等による家庭教育支援の取組を推進しています。

●教育基本法(抄)

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

子供の望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図るための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しています。



「早寝早起き朝ごはん」全国協議会ロゴマーク



◀小学生向けパンフレット



◀中高生向けパンフレット

